（注１）　貸借対照表の未払金に含まれるリース債務、ＰＦＩ債務及び割賦債務については上記表中⑹　リース債務、⑺　ＰＦＩ債務及び⑻　割賦債務にそれぞれ区分して計上しております。
（注２）　負債科目に係る金額は上記表中（　）書きにて表示しております。
（注３）　金融商品の時価の算定方法
⑴　投資有価証券及び有価証券
これらの時価については、日本証券業協会が公表している公社債店頭売買参考統計値によっております。
⑵　現金及び預金、⑶　未収附属病院収入
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
⑷　国立大学財務・経営センター債務負担金、⑸　長期借入金、⑹　リース債務、⑺　ＰＦＩ債務、⑻　割賦債務
これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入れ又は、リース取引、ＰＦＩ取引、割賦取引を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。
⑼　未払金
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
（注４）　関係会社株式（貸借対照表計上額51百万円）及び新株予約権（貸借対照表計上額０百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「⑴　投資有価証券及び有価証券」には含めておりません。

（産業競争力強化法第22条に基づく出資に関する注記）

当法人は、産業競争力強化法第22条に基づき、国立大学法人等が必要な資金の出資を行い取得した有価証券について、国立大学法人法施行規則第14条の３第１項の指定を受けており、当該有価証券を発行する認定特定研究成果活用支援事業者が認定特定研究成果活用支援事業計画に沿って実施する特定研究成果活用支援事業の概要及び当該認定特定研究成果活用支援事業者の財務状況については下記のとおりであります。

１．特定研究成果活用支援事業の概要

これまで当法人は、「Industry on Campus」構想を実現するため、既に40拠点を数える企業との共同研究講座・協働研究所を設立しております。

本事業では、共同研究講座・協働研究所の機能をフルに活用し、大阪大学が持つコア技術に対して、学内及び企業が有する周辺技術だけでなく資金供給やビジネスノウハウを含むその他の事業化支援を実施いたします。これにより、資金供給だけでなく、民間だけでは実現不可能な高次の技術的ハンズオンが可能となり、大阪大学の研究成果の実用化が促進されます。

支援先の要件としては、大阪大学の技術に関する研究成果を活用したベンチャー企業、並びに大阪大学の技術に関する研究成果の事業化を図る、共同研究企業とのジョイントベンチャー（カーブアウトベンチャーも含む）とします。民間からの支援が難しいシード・アーリーステージを前提としますが、そのうえで５年から10年以内に投資を回収できる水準に達することが見込まれるものであれば、民間からの出融資等の資金供給を可能な限り多く確保することを前提に、特に成長段階を縛るものではありません。なお、既に民間から出資を受けている先等への協調投資に関しては、投資先及び他の出資者からの要請・同意がある場合に限り投資を検討します。

２．特定研究成果活用支援事業者の財務状況

⑴　貸借対照表関係
当事業年度末の資産合計は59百万円、負債合計は７百万円、純資産合計は51百万円、負債及び純資産合計は59百万円となっております。
⑵　損益計算書関係
事業目的である投資活動がまだ始まっていない為、当事業年度の売上高はなく、営業損失金額は10百万円、経常損失金額は26百万円、当期純損失金額は18百万円となっております。
⑶　株主資本等変動計算書関係
当法人の100％出資により設立された結果、当事業年度末の資本金35百万円、資本剰余金35百万円、利益剰余金は△18百万円となり、株主資本合計は51百万円となっております。

（資産除去債務に関する注記）

１．資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
⑴　当該資産除去債務の概要
本学建物にアスベストを含有するものがあり、石綿障害予防規則等に伴う当該建物から撤去する際に発生する撤去費用及び、事業用定期借地権設定契約に伴う事務所等の退去時における原状回復義務に係る費用であります。
⑵　当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を、当該建物の減価償却期間に応じて６年から50年とし、割引率は0.69％から2.50％（超長期国債　2010年４月１日及び2014年４月１日現在）を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
なお、当事業年度における当該資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

期首残高	147百万円
対象資産の増加に伴う計上額	91百万円
時の経過による調整額	4百万円
資産除去債務の履行等による減少額	△　71百万円
期末残高	171百万円

２．貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務
⑴　放射性同位元素等又は放射線発生装置を取り扱う施設
放射性同位元素等又は放射線発生装置を取り扱う施設については、建物等解体時における放射性廃棄物等の除去に係る債務を有しておりますが、放射線管理区域として把握している建物等の解体時の汚染レベルを把握することが困難なことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。
そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。
⑵　放射性同位元素
放射性同位元素については、放射性廃棄物の除去に係る債務を有しておりますが、耐用年数が超長期に及ぶため、処分時期が明確でないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。
そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。
⑶　建物の賃貸借契約
賃貸借契約に基づき使用する建物等については、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、使用予定期間が明確でなく、現在のところ移転等も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。
そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。
⑷　使用貸借している土地の上に建設している建物
使用貸借契約している土地の上に建設している建物等については、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、使用予定期間が明確でなく、現在のところ移転等も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。
そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書（国立大学法人会計基準等検討会議　平成27年３月10日改訂）及び「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針（文部科学省、日本公認会計士協会　平成27年３月30日最終改訂）を適用して、財務諸表等を作成しております。